

参加申込書【 記入要領及び提出書類等 】

1. 記載要領

(1) 開設（増床）等の計画

- ・「名称」には、新規開設の場合は、仮称を記入すること。
- ・「所在地」には、新規開設の場合は、開設予定地を記入すること。
- ・「開設又は増床等の趣旨」：提供しようとする医療の内容及び他の医療機関との連携に関する考え方等（地域において担う役割等）について記載すること。なお、補足資料、説明資料等がある場合は、併せて添付すること。
- ・「開設予定（増床後の使用予定日）」は、新規開設の場合は病院の開設予定年月日を、増床の場合は増床する病床の使用開始予定年月日を記入すること。
- ・「病床数」は、病床の種別ごとに記入することとし、「既存（許可）病床数」の欄には医療法第7条に基づく許可済の病床数を記入し、「病床利用率」の欄には、直近1年間の1日あたり平均入院患者数を許可病床数で除した率を記入すること。（少数第2位以下切り捨て）

(2) 設置（増床）する病床の内訳等

- ・設置（増床）する病床の用途（増床する病床数の診療科ごとの内訳、設置（増床）により担う機能・役割等）を記載すること。
- ・また、特記すべき機能（診療報酬に算定されるもの等）があれば記載すること。

(3) 医療従事者の確保に関する計画

- ・各職種ごとに、病院の実情に合わせて記載すること。また、非常勤職員については、実人数と1週間あたりの勤務時間に応じて常勤人数に換算した人数を記入すること。

(4) 開設者が他の病院、診療所を開設している場合はそれらの病院等の概要

- ・開設者が他に開設している病院等又は診療所がある場合は、その概要を記載すること。
- ・非常勤職員については、1週間あたりの勤務時間に応じて常勤人数に換算した人数を記入すること。

(5) 開設者と密接な関係を有する医療機関がある場合はそれらの病院等の概要

- ・ 開設者の（開設者が）重要な意思決定に関与している医療機関又は開設者の関係法人等が重要な意思決定に関与している医療機関がある場合は、その概要を記載すること。
- ・ 重要な意思決定とは、役員又は役員で構成する機関で意思決定を行うこととされている事項
- ・ 開設者が個人の場合で役員として所属する医療機関がある場合はその概要を記載すること。

2. 提出書類

- ・ 様式1（参加申込書）
- ・ 様式2（計画の概要）
- ・ 欠格事由非該当申出書
- ・ 法人の場合は、法人の登記事項証明書及び役員名簿